

○加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第40号

改正 平成18年5月22日規則第164号

平成19年3月2日規則第1号

平成20年12月1日規則第29号

平成21年10月1日規則第22号

平成30年3月29日規則第11号

令和3年3月31日規則第10号

令和3年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年加東市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号に規定する申請資格を有していることを証する書類として規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

(3) 定款、規約その他これらに相当する書類

(4) 国税及び地方税の納税証明書（公募の開始以降に交付されたものに限る。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

3 条例第3条第2号に規定する規則で定める事業計画書は公の施設の指定施設管理事業計画書（様式第2号）、同条第3号に規定する収支予算書は公の施設の指定施設管理収支予算書（様式第3号）とする。

4 条例第3条第4号に規定する当該団体の経営状況を説明する書類として規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。ただし、当該団体が第1号及び第2号に掲げる書類を作成していない場合は、この限りでない。

(1) 直近3年度（当該団体が設立から3年を経過していない場合は、設立の時から現在までをいう。次号において同じ。）の貸借対照表及び損益計算書

(2) 直近3年度の事業報告書

(3) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(平20規則29・一部改正)

(申込内容の変更届)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定により提出した申請書又は添付書類の内容に変更が生じたときは、公の施設の指定管理者申請内容変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(委員会)

第4条 条例第6条に規定する選定委員会は、副市長、総務財政部長、総務財政課長、管財課長及び当該指定管理施設の所管課長並びに市長が指名する職員をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、当該指定管理施設の運営等に関して専門的知識を有する者等を委員として委嘱することができる。

2 委員会には、委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会の庶務は、総務財政部管財課で処理する。

(平18規則164・平19規則1・平21規則22・平30規則11・一部改正)

(選定結果の通知書)

第5条 条例第7条の規定による選定の結果の通知は、公の施設の指定管理者候補者選定結果通知書（様式第5号）を交付して行うものとする。

(指定の通知)

第6条 市長は、条例第8条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定された団体に対し、公の施設の指定管理者指定通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(協定)

第7条 条例第9条に規定する協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 事業報告及び業務又は経理の状況報告に関する事項

(4) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報（加東市個人情報保護条例（平成18年

- 加東市条例第17号)第2条第2号に規定する個人情報(をいう。)の保護に関する事項
- (7) 指定施設の管理を行うに当たって保有することになる情報の公開に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業報告)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理業務の実施の状況及び利用状況
- (2) 利用料又は利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に要した経費の収支の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理の実態を把握するために必要と認める事項
(指定の取消し等の通知)

第9条 市長は、条例第13条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは公の施設の指定管理者指定取消通知書(様式第7号)により、同項の規定により期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは公の施設の指定管理者管理業務停止命令書(様式第8号)により、当該指定管理者に対し通知しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年5月22日規則第164号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月2日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月1日規則第29号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年10月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第11号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則に基づく様式(次項において「旧様式」という。)でなされた申出、申請等は、この規則による改正後の各規則に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

公の施設の指定管理者申請書

年 月 日

加東市長 様

申請団体
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 指定施設の名称

2 添付書類

- (1) 公の施設の指定施設管理事業計画書(様式第2号)
- (2) 公の施設の指定施設管理収支予算書(様式第3号)
- (3) 申請団体の定款の写し及び法人登記事項証明書(法人以外の団体にあつては会則等の写し)
- (4) 申請団体の前事業年度における貸借対照表及び申請時の財産目録
- (5) その他

様式第2号（第2条関係）

公の施設の指定施設管理事業計画書

年 月 日

1 申請団体の概要

名 称			
代表者の氏名		設立年月日	
電話番号		FAX	
E-mail		URL	

2 現在運営している施設

名 称	所 在 地	主な業務内容

3 事業計画

1 団体の理念等について

(1) 団体の経営理念、経営方針等及び法令遵守の取組

(2) 指定管理者の指定を申請した理由

(3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望

2 施設の運営について

(1) 年間の自主事業計画（自主事業計画がない場合は記載不要）

(2) 利用者の平等利用に関する方策

(3) 利用者へのサービス向上に関する方策

(4) 利用者の要望等の把握及び対応策

(5) 利用者等のトラブルの未然防止策及び対処方法

(6) 施設の利用の促進に関する方策

(7) 市や地域との連携、他施設との連携等の方策

(8) その他効果的かつ効率的な運営に関する方策

3 施設の管理体制等について

(1) 職員配置等

①職員の雇用計画及び労働条件

②職員の配置表及び業務分担（指揮系統を明示した組織図添付）

③職員の勤務時間、勤務表等勤務体制

④職員の研修計画

(2) 休館日、開館時間、利用料金等について

4 個人情報保護の措置について

様式第3号(第2条関係)

公の施設の指定施設管理収支予算書

収入の部

科 目	予 算 額	説 明
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

支出の部

科 目	予 算 額	説 明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(注)

- 1 支出の部の科目欄は具体的に記入してください。説明欄は積算基礎等詳細に記入してください。
- 2 記載する項目が多いときは、この様式で定める項目について、別に作成して提出することもできます。
- 3 収支予算書は、申請団体の会計年度ごとに作成してください。

様式第4号(第3条関係)

公の施設の指定管理者申請内容変更届

年 月 日

加東市長 様

申請団体
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

年 月 日付けで申請した公の施設の指定管理者の申請については、申請書又は添付書類の内容について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

1 変更に係る公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 変更の内容

様式第5号(第5条関係)

公の施設の指定管理者候補者選定結果通知書

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

加東市長

年 月 日付けで申請のあった公の施設の指定管理者の候補者について、加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり選定結果を通知します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 選定結果

- (1) 貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定する。
- (2) 貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定しない。

3 理由(選定しない場合)

様式第6号(第6条関係)

公の施設の指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

加東市長



加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり貴法人(団体)を市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

様式第7号(第9条関係)

公の施設の指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

加東市長



加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定を取り消します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 取消年月日 年 月 日

3 理由

様式第8号(第9条関係)

公の施設の指定管理者管理業務停止命令書

第 号
年 月 日

様

加東市長



加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者の管理業務の停止を命じます。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 停止する管理業務の範囲

3 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 理由

様式第1号（第2条関係）

（平20規則29・令3規則14・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（令3規則10・全改）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）

（令3規則14・一部改正）

様式第5号（第5条関係）

（令3規則14・一部改正）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）